

# 津島税務署からのお知らせ



## ■申告書は自分で書いてお早めに！

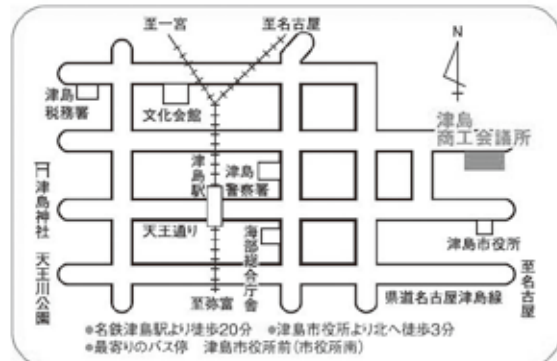
津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

**とき** 2月16日(火)～3月15日(火)午前9時～午後5時  
※土日は開設していませんが、2月21・28日(日)に限り開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

**ところ** 津島商工会議所(津島市立込町4丁目144番地)

**申告・納付期限** 所得税および贈与税 3月15日(火)  
個人事業者の消費税 3月31日(木)



## 申告書作成・問合せ先

- ・津島税務署 ☎0567(26)2161
- ・国税庁ホームページ [HP http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)  
「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。

**郵送先** 〒496-8720 津島市良王町2丁目31番地の1 津島税務署

※期間中、津島税務署では申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行っていませんのでご了承ください。

## ■ふるさと納税ワンストップ特例制度について

### 【ふるさと納税ワンストップ特例とは】

確定申告の不要な給与所得者等が、平成27年4月1日以降にふるさと納税(都道府県や市区町村に寄附)を行った場合、寄附先に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除(税の軽減)を受けられる制度です。

なお、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行った方は、寄附金の控除を受けるためには、確定申告等を行う必要があります。

### 【ふるさと納税ワンストップ特例の対象となる方】

次の①および②両方の条件を満たす方となります。

①給与所得者や年金所得者等で確定申告や住民税申告を行う必要がない方

【例】確定申告等を行う必要のある所得(営業、不動産、配当、一時、譲渡等)がない方、各種控除(医療費、社会保険料、扶養等)を受けるために確定申告等を行う必要がない方

②「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出した都道府県・市区町村の数が5団体以下の場合  
※同じ自治体に複数回寄附をしても1団体と数えます。

### 【ふるさと納税ワンストップ特例の対象にならない方】

前の①と②のどちらか一つでも該当しない方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象になりません。そのため、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるためには、寄附を証明する書類(受領書)を添付して確定申告等を行ってください。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## ■役場での申告について

役場会場でも臨時に確定申告受付を行います。

会場は大変込み合いますので、速やかに申告ができるよう提出書類の確認等を事前に済ませて、「申告に必要なもの」を持参のうえお越しください。

**とき** 2月16日(火)～3月15日(火)(土日を除く)午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※混雑状況により、午前中に来場されても、午後からの相談になる場合もあります。

申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

**ところ** 役場 3階 大会議室

### 申告に必要なもの(申告内容によって異なります)

認印、源泉徴収票、社会保険・生命保険・地震保険料などの控除証明書や領収書、障害者手帳など

### ●役場で申告する方へ

津島税務署の都合により、昨年まで実施していたe-Taxを利用しての送信は行いません。

申告書は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)を利用して作成を行い、印刷して紙での提出になりますので、印鑑を持参してください。

昨年まで同様、e-Taxを利用して送信まで希望される方は、津島商工会議所申告会場へお出掛けください。

次の方の申告相談は役場では受け付けできませんので、税務署申告会場(津島商工会議所申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- ・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- ・平成27年中に住宅を取得し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
- ・過年分の申告をされる方

**問合せ先** 役場 税務課 内線175・176

## 臨時福祉給付金 確認じゃ!

平成27年度



「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか?

申請の受付期限は2月17日(水)まで(必着)です。受付期限を過ぎてからの申請は受け付けることができません。期限内に申請してください。

給付金を受給するためには、申請が必要です。申請書が届いた方で支給対象に該当する方は、申請書に必要事項を記入し必要書類を添付して役場民生課へ申請してください。

### 支給対象者

平成27年1月1日において本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の受給者となっている場合などは対象外

**支給額** 支給対象者一人につき6,000円

**問合せ先** 役場 民生課 内線165・168